平成２８年（フ）第３３２号
奈良県生駒郡平群町若葉台４丁目17番32号
債務者　藤原基篤こと　孫　　基篤
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２２６号
福岡県久留米市諏訪野町2031番地１
債務者　古賀　純子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６８号
佐賀市水ヶ江４丁目６番14号
債務者　山田　修平
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
佐賀県三養基郡基山町けやき台１丁目13番地５
債務者　脇　　健樹
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
佐賀県三養基郡基山町けやき台１丁目13番地５
債務者　脇　　和
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
佐賀市天祐団地13番17号
債務者　西山　英明
1　決定年月日時　平成28年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
佐賀県多久市東多久町大字別府2871番地２、前住所広島県呉市宮原６丁目１番15号　110号室
債務者　菰原　　諒
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６３号
佐賀市大和町大字尼寺892番地２　築山団地２棟231
債務者　井上美代子
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
佐賀県神埼市千代田町餘江1415番地５東野ヶ里団地243、前住所佐賀県神埼市千代田町**柳**島1632番地
債務者　中島　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５３号
大分県別府市中島町８番25号　市営真光寺住宅703号
債務者　岩前　健司
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６５号
宮崎市東大宮４丁目24番７号　雁ヶ音コーポ201号、申立時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字塚原360番地１
債務者　吉岡　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０１号
宮崎県都城市立野町９号６番地３　西村コーポレションⅡ202号
債務者　中村千代子
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第１０２号
宮崎県都城市立野町９号６番地３　西村コーポレーションⅡ202号
債務者　中村　廣幸
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第２１号
山形県新庄市栄町９番地の３　コスモハイツ５号室
債務者　長南　亜也（旧姓戸澤）
1　決定年月日時　平成28年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２８年（フ）第１２４号
福島市御山字遠背戸９番地の９
債務者　菅野　忠宏
1　決定年月日時　平成28年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１５０号
富山市藤木2183番地６、前住所富山市藤木2549番地25
債務者　古市　拓海
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７３号
富山市山室315番地２　アザレアパークＬ棟101号
債務者　横山里華こと　永留　里華
1　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
富山地方裁判所民事部